

令和3年度 環境配慮契約法基本方針検討会（第2回） 議事録

出席委員：秋鹿委員、赤司委員、梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、原委員、藤野委員、野城委員、山地委員

（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和3年10月22日（金）13時00分～15時00分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和3年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の会議につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッドで行います。Web会議における具体的なお発言の方法については、後ほどご説明をいたします。また、本検討会は、環境契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長の波戸本よりご挨拶申し上げます。

波戸本課長： ただいまご紹介にあずかりました、環境省の波戸本でございます。ご挨拶が遅れましたが、この7月に環境経済課長に着任しております。どうぞ、よろしく願いいたします。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第2回目の環境配慮契約法基本方針検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から環境行政の推進にあたりまして、多大なるご理解、ご協力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

8月に第1回検討会を開催して以降、電力専門委員会、建築物専門委員会におきまして、電力および建築物という、脱炭素化社会の実現に向け非常に重要なテーマについて、環境配慮契約法としての課題やあり方を各委員のみなさまにご議論いただいたところでございます。今回の検討会では、それら専門委員会での検討結果および経過のご報告の他、地球温暖化対策計画および政府実行計画の改定に合わせた基本方針の改定案等について、ご議論いただければと存じます。

2030年の温室効果ガス削減目標および2050年カーボンニュートラルの達成に向けまして、関係する計画などと連携し、環境配慮契約法が国等の率先行動を牽引していけるよう、しっかりと取組を進めていかなければならないと考えてございます。検討会につきましては、今年度3回の開催を予定しておりまして、第3回は12月開催で調整させていただいております。今回のご議論を踏まえ、基本方針については改定に向けパブリックコメントを実施したいと考えております。また運用等を定める解説資料についても見直しを進めて参りますので、委員のみなさまにおかれましては、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

事務局： Web 会議システムについて説明（省略）

事務局： 以降の議事進行につきましては、梅田座長にお願いいたします。

梅田座長： 今年度 3 回開催予定のうちの第 2 回目の基本方針検討会を始めさせていただきたいと思っております。電力、建築物の専門委員会におかれましては議論を進めていただいたと聞いておりますので、その辺の報告も含めて、よろしくをお願いいたします。それでは議事に入る前に、事務局から本日の議事予定と配布資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、15 時までの 2 時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 資料につきましては、昨日メールにて送付をいたしました。お送りしました議事次第に、本日の資料一覧を記載しております。

配 布 資 料

- 資料 1 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料 2 令和 3 年度における環境配慮契約法基本方針等の検討状況等（案）
- 資料 3 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（案）
- 資料 4 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料 5 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 環境配慮契約に関する提案募集に対する検討結果（案）

3. 議 事

梅田座長： ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は議事次第でお示しいただいたとおり、（1）環境配慮契約法基本方針等の検討状況について、（2）環境配慮契約法基本方針等の改定について、（3）検討スケジュールについて、（4）その他、になっております。（1）の本年度の検討状況と（2）の基本方針および解説資料の改定案に関する検討が中心となります。議論は契約類型ごとに進めたいと思います。

○電気の供給を受ける契約について

梅田座長： 最初に、電力専門委員会において検討いただいた、これは大変白熱した議論が行われたとうかがっておりますが、資料 2 の 13 ページまでの電気の供給を受ける契約の部分、

および資料4のその考え方を踏まえた基本方針、解説資料の改定案、参考資料の本年度の提案募集の検討結果を一括して事務局よりご説明いただき、その後、電力専門委員会の山地座長と藤野委員から補足の意見をうかがうこととします。それでは、資料2の該当部分および資料4、参考資料をまとめて説明をお願いします。

環境省： 資料2、資料4、参考資料について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。それでは、引き続き電力専門委員会の山地座長から補足のご意見等をお願いいたします。

山地座長： 大体今の説明で尽きているのですけれども、一番大きいところは大型水力の扱いということです。大型というのは3万kW以上ですけれども、なぜ3万kW以上かと言うと、FIT、固定価格買取制度の対象になっているのは3万kW未満の中小水力ということになっているわけですね。それに対して、再生可能エネルギーで発電した電気となると水力全体になる。もうひとつ、政府実行計画では水力は大小の区別なくカバーしているということ。そこで、従来FIT対象の中小水力を対象として再エネの導入比率ということをやってきていたものですから、その整合性のところについて委員の間で合意を取ることができなかったということでございます。従って、引き続き検討ということで、今ご報告したようなこととなったということでございます。

事務局説明で、未実施案件の公表について議論が分かれたという話は、私の頭の中にはあまりなくて、なぜ未実施なのかという部分の説明の仕方について、事務局の方に注文がついたという記憶がございます。

これは個人的なお話なのですが、解説資料の14ページのところで、「再生可能エネルギー電気」を「電力」に変えているんですね。電気か電力かというのはだいぶ前にも質問されたと思うのですが、エネルギー的には「電力」という方が正しいとは思いますが、電気事業者という言い方もしますし、電力会社という言い方もしていますから、混乱がないのであれば、文脈によってどちらでもいいと思っているのですが、なぜ14ページのところで「電気」を「電力」に変えたのか。電力専門委員会の委員長としては迂闊だったのですが、事務局に聞きたいところです。

梅田座長： ありがとうございます。「電気」と「電力」については、事務局から補足をいただけますか。

事務局： 14ページの下に書いてございます「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」の方で、地球温暖化対策課が出されている資料で「電力」という言葉が使われているため修正させていただいたものです。山地先生がおっしゃったように、「電力」か「電気」か、という話はこれまで何度かあって。環境配慮契約法では、供給を受ける契約自体が「電気の供給を受ける契約」となっておりますので、基本的には「電気」という言葉で整理をさせていただいておりましたが、いわゆる固有名詞に近いということで、今回直すことにしたということでございます。

梅田座長： その可否を含めて、後で議論をさせていただければと思います。続いて、藤野委員
お願いいたします。

藤野委員： ほぼ説明は尽きているかなと思うのですが、大型水力の定義のところ、委員の意見がはっきり分かれてしまったので、今年度中に合意は難しいということで、ここの差は、このままの議論だとおおよそ平行線をずっとたどりそうなので、ちょっと工夫が必要なのかなと。どういう解決策があるのか、今私からアイデアがあるわけではないのですが、このまま来年度に持ち越したから解決するかというと、そもそも考え方が委員の間で違うので、そこは違うソリューションを持ち込まないと合意にはならないのではないかとこの意見を私自身は持ちました。

ただ、国が大きな、46%削減、高みとして50%、来週末からCOPが始まるという状況の中で、もともとのこの環境配慮契約法の趣旨として目指している、政府なり政府関連機関の率先行動という観点で、例えば7ページの、ホームページ等を通じて小売電気事業者の参加を呼びかけるというところで、前回の電力専門委員会でも、経済産業省等のリストを持っているところから周知させていただきというお願いをさせていただきました。

未実施機関について、より詳細を聞くと、やはり公開されるとなると急に本気になって、できない理由を頑張って作ってらっしゃるところがありそうだという話を聞きまして、そこについて丁寧に、こういう理由で未実施ですね、もしくは実施できない理由が明確にあるのかというところを検討されているという話をおうかがいして、ここは今年度初めて公開しますから、しっかりやる。趣旨としましては、どの機関もきちんとこれをやっていただくということが趣旨なので、そちらに向かうようにしつつ、なぜ未実施なのかという理由を示しつつ、マーケットを広げることが大事なので、できるだけ、今ある小売電気事業者または未来に出てくる小売電気事業者が、良い電力を政府および関係機関に提供していただく。それによって民間の方にも広がっていく。または自治体にも参考にしていただけるようなものになるように、環境省および事務局の方に対応していただけたらと思います。

梅田座長： 山地委員、藤野委員、ありがとうございました。以上で、資料2の電力の部分と資料4、参考資料を一括して説明していただきました。委員のみなさまには、本日も忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。資料2は、本年度の電力専門委員会の検討内容であって、本検討会への報告事項になります。それでは、資料2の電力専門委員会の検討状況につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

田中委員： 資料2の8ページにあります、非FIT非化石証書について勉強したいと思っているのですが、私ども廃棄物分野では、廃棄物を使って発電するというのが非常に重要になってきていたところ、有機性の、バイオの部分はCO₂の排出にあたらない、カーボンニュートラルということで、CO₂の排出としては算定対象ではないのですが、

非バイオのプラスチックの部分が CO₂ の算定の対象になっています。ですが、この言葉のように、非 FIT 非化石という点では、プラスチックを燃料にして発生した電力は証書の対象になるのかどうか。なると理解しているのですが、再生可能エネルギーの定義などが今後どのように変わっていくのか、見通しを知りたいので、よろしくお願いします。

事務局： 先ほど田中補佐からご説明がありましたように、再生可能エネルギーの定義につきましては、来年度に検討させていただくということで、現状対象となっている部分はあくまでバイオマス部分ということになっておりますので、今後どうするか。それから、いわゆるグリーン電力証書等で廃棄物発電を見ているものもあり、その辺との絡みもあると思いますので、そこについては、申し訳ございませんが、次年度の議論ということで考えていきたいと思っております。

田中委員： ありがとうございます。まだ確定していないということで、来年議論して決めるということで、わかりました。もう 1 点、関連して、再生可能エネルギーの購入を 60% まで上げるといところがございませけれども、一般的に再生可能エネルギーの全体の電力に占める割合は、供給が間に合うのかなという心配があるのですが、まだ 10 何% ですので、60% に上げると言っても、電力の構成がまだもっと低いのではないかと。それに対して目標を高くしても、できない話ではないかという感じがしました。

事務局： 資料 2 の 8 ページなのですが、一番下に「証書発行量規模感」が出ています。FIT、買取制度で 900 億 kWh 程度、それから非 FIT の方も、相対取引を含めてということですが、同じ程度の証書量がある。ということは、それだけの再エネの量が出ているということでございます。12 ページを見ていただきますと、令和 2 年度、国と独立行政法人等を合わせて、予定電力使用量が 107 億 kWh くらいになります。これが 6 割ということで申しますと、60 億強ということになりますので、今証書で出ている量は 1,800 億くらいあり、3% くらいということですので、国と独立行政法人が全部 60% になったとしても、現状でも量的には大丈夫ではないかというのが、あくまで机上計算ですが、成り立つということではございます。

環境省： 2030 年度までに 60% の目標を達成するということにさせていただいておりますので、机上の数字では十分賄えると考えているところでございますけれども、実際の調達にあたって、参加者が少ないとか、そういった話も出てきているところでございます。実状も踏まえた上で、来年度設定する数字、2030 年度に 60% の目標に行くまで、どのように段階的に上げていくか、そういったことも継続して来年度行いたいと考えているところでございます。

田中委員： 民間や地方自治体も争奪戦ですよね。

環境省： 民間の調達を我々が妨げることのないように注意したいと考えておりますので、市場の動向等を見ながら、数字については検討したいと思っております。

田中委員： プラスチックがごみの発電のエネルギー源の大きな割合を占めているので、それが非バイオ、非 FIT、非化石という証書がもらえて、魅力のある電源になることが非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

梅田座長： 他はいかがでしょうか。電力は非常に複雑で、素人にはなかなかわかり難いところがございますけれども。電力専門委員会は来年度にたくさん宿題を積み残されているということで大変だと思ひますけれども、引き続きどうぞよろしくお願ひします。それでは次に、資料 4 の基本方針の解説資料の改定案、「電気」か「電力」かということを含めて、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。事務局の提案としては、これまでの経緯だと「電気」なのだけれども、これまでの経緯を踏まえた上で、なおかつ変えたいということなんですね。

環境省： 参考としまして、「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」を掲載しています。そちらのガイドで「電力」という使われ方をしているということもございまして、実践ガイドと表現を揃えたところがございます。環境配慮契約法の中で独自に定めたというよりは、整合を取るための修正ということがございます。

梅田座長： 参考資料に本文を合わせるというのも、よくわからない話ではあると思ひますが、こういうご提案が出てきたということです。これについては、さらなるご意見はないということ。

山地委員： 法律の文面のところは大丈夫なんですね。私は、「電気」でも「電力」でも、どちらでもいいと思ひているんです。ただ物理的には、電気量と言うと C で、電力量と言うと kWh ですから、実は違うものなのですけれども、一般には小売電力事業者なんて言いませんから、けっこうだと思ひますが、これはお役所の問題ですよ。私が特にこだわっているわけではなくて、どうしてかという単に興味で聞いただけですので、お役所の方で大丈夫ということであれば、問題ないです。

環境省： 問題ないと思ひますが、もう一度詳細を確認させていただきます。

梅田座長： お役所の責任において、正しい言葉遣いを使っていただくということで、進めていただければと思ひます。

環境省： 承知いたしました。

○建築物に係る契約について

梅田座長： それでは次の議論に移りたいと思ひます。資料 2 の 14 ページから 20 ページまでの建築物専門委員会の報告について、事務局より説明をお願ひいたします。その後で、建

建築物専門委員会の野城座長より、ご意見等いただきたいと思います。

環境省： 資料2について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。それでは引き続き、建築物専門委員会の野城座長より、補足のご意見等をいただきたいと思います。

野城座長： 事務局の方から、大事な点をすべてご説明いただいたかと思います。補足いたしますと、建築設計に係る契約と ESCO につきましては、環境配慮契約法が出来上がった時に導入された契約でございましたが、息切れして参りました。

ひとつは、ESCO の方は対象が減ってきたことと、特に事業検討すると、光熱費が浮いた部分で初期投資を回収していくというロジックで考えますと、改修年数が 10 年以上、場合によっては 20 年かかってしまうような案件が多くて、なかなか広がらないというようなところもございました。

建築設計につきましては、そもそも官庁系の建物がストックを利用していき、新築よりもむしろ今あるストックを大事に使っていこうという方向にシフトしてきておりますので、相対的に、新築時点でかなり性能を上げたとしても、膨大なストックの方のパフォーマンスを上げていくことに対しては、ほとんど効き目がないという意味で、息切れしてきたという意味でございます。

もちろん、ESCO と建築設計に関しては、従来通り粛々とやっていくわけではございますが、やはりストックを可能なかぎり大切に使いながらパフォーマンスを上げていくということからいたしますと、建物のライフサイクルベース全体を見た場合に、打てる手がないだろうかと。その中で、必要な契約のあり方等を検討していくべきというのが、建築物専門委員会のみなさまの共通の問題意識とその思考範囲ということでございまして、第 1 回の委員会を先日行いましたけれども、そういった観点に立ちまして、それぞれの今ある既存の中身というよりは、今ある法律の対象としているものに加えて、どのような仕組みが加わってくると、もれなくライフサイクルベースでのパフォーマンスを上げていくことにつながるだろうか、といった観点から検討しているということでございます。特に運用改善のところをどうしていくかということで、運用改善の見直しになるような、カーボンメトリクスのような、年間にどれくらい、それぞれの官庁の建物が地球温暖化ガスを出しているかという現状と、そのベンチマークのようなものを出していくといったようなところから始まりまして、ソフト ESCO という話も出ていましたが日常的な使用に係る運用改善、一時期は、特に夏場に空調機器などを無理矢理切って、働いている方に相当苦痛を与えながらやっているような間違った省エネが行われておりましたけれども、どちらと言え、設備機器の運転等々の最適化によって、かなりまだ使用エネルギーを絞っていける余地は残っておりますので、そういったところで賢く運転していく、IoT 等の技術等も活用したような意味での運用改善といったことが技術的には可能性が開かれている。それをどのように、官庁の建物の維持管理、オペレーションの現状、あるいはその契約のあり方にアダプトしていけるかというあたりに関心が払われ始めているといったような展開でございます。

梅田座長： ありがとうございます。方向性としては大変けっこうだと思いますし、オペレーションの時の省エネ化、省エネ改修はすごく大事だと思います。参考までに教えていただきたいのですが、ESCO は最近あまり聞かないですけれども、民間ではまだ盛んに行われているのですか。

野城委員： 私の個人的な印象では、このESCO が日本に入ってきた時の勢いはないと言ってもいいと思います。大きく広がらずに、むしろ当初導入された方々がかなり苦勞して經營されている現状だと思います。

梅田座長： そういう傾向があるということで、仕方ないところがあるわけですね。わかりました。

野城委員： それ以外の改修というのは、例えばこんなふうです。多くの官庁建物だけでなく、民間の建物もそうなのですが、空調機器の設計事務所やゼネコンが容量不足ということに気がして、ちょっと多めの機器を入れていきますと、ある意味で3ナンバーの車を低負荷で動かしている現状なので、むしろ普通に、空調機が傷んで、15年か20年に1回入れる時にダウンサイジングできると、地味なのですが非常に効き目があるものですから、そうするとESCO のように大げさにするものでもないわけで、それを事務局の方では、ESCO 以外の改修というように呼んでいらっしゃるとうございと思います。

梅田座長： ありがとうございます。以上、資料2の建築物の説明をいただきました。本検討会から建築物専門委員会に参画されている、赤司委員と原委員にコメントをいただければと思います。

赤司委員： 今おっしゃった中で、維持管理というのが新しく入っているのですが、これが入ったことによって、ある意味、新築と改修の間をつなぐということができ、ライフサイクルとして有機的につながっていけるということで、非常に意味のある構成になっているのではないかと思います。現場でどう進めていくかというのは非常に重要で、現場にそれをどうやって落とし込んでいくかということが必要で、カーボンメトリクスなどで最初に、現状が良いのか悪いのか、どの点が良いか、どの点が悪いのか、悪い部分はどうしたらいいのかというようなことを、うまく現場に伝えられるようなマニュアルやガイドラインのようなものを例示していくと、より効果的なのかなと思っています。海外、日本でも大体20%前後くらいは、チューニングをすることによって省エネになると言われていますので、良い設計をすれば自然と省エネが進むと思われる方も多いのですが、決してそうではないと思います。やはり実用段階でも、データを使って、それをしっかりやることによって、もう改修をするべきだという判断もできますし、そのためには新築のところでデータを取れるようにしっかりとしておく。そういうつながりができると非常にいいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。大変けっこうな方向性ではないかと思えます。それでは、原委員、よろしくお願いいたします。

原委員： 建築物の維持管理というのが新しく入ったということなのですが、まだ立ち上がりということで実施率が低いようではございますけれども、今後それをどんどん引き上げていくということが重要だと思っています。そのためには、赤司先生もおっしゃられましたけれども、実際の運用をどういうふうにしたらいいかというイメージがなかなかできないところがあるのかなと思えますので、事例や具体的なものを紹介して、現場でよりやり易いような環境なり情報なりを整備していくというのが重要ななと思っています。特に建築物の維持管理というのは、CO₂ 排出の比率的にも大きなところですので、このところをある程度しっかりとやる必要があるということで、もう少し実際の実施の事例なども今後見ていく必要があるだろうと思っております。

梅田座長： ありがとうございます。重要なお指摘をありがとうございました。それでは、資料2の建築物専門委員会の検討状況等につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。考え方としては、ライフサイクルに渡ってカバーするような契約に再構成するという話と、先生方のお話の中にあつたように、きちんとデータを取って、そのデータに基づいて維持管理や改修につなげるというお話は大変もつともな話で、それからモデルケースとなるようなものを広げていくという話も出てきました。よろしいでしょうか。

○自動車の購入等に係る契約、産業廃棄物の処理に係る契約について

梅田座長： それではご意見がないようですので、次の議論に移りたいと思えます。資料2の21ページから最後まで、事務局よりご説明をお願いいたします。その後で、大聖委員と田中委員よりご意見をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

環境省： 資料2について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。資料2の自動車および産業廃棄物の部分を説明していただきました。自動車のご専門の大聖委員、廃棄物のご専門の田中委員からコメントをお願いいたします。

田中委員： プラスチック資源循環の法律が今年できたということで、大きな影響を受けています。中身は、ここに書いてありますように、3R+Renewable ということで、説明が書いてありますが、基本的にはプラスチックの排出をできるだけ抑制することが基本、リデュースですね。それからその次が、リサイクルをしましょうということで、再資源化というもので書かれています。その次に、リサイクルを実施することができない場合の熱回収ということで、リサイクルというのはここでは材料リサイクルとケミカルリサイクルのことを言っていて、マテリアルリカバリーですね。物として回収すると。ところ

がプラスチックの一番魅力ある特徴は、高いカロリー、エネルギーを持っているので、通常は焼却発電をするのが最も経済的にも良いということで、しかも高温で処理できるということで、適正処理の確保という点からも望ましいのですけれども、ヨーロッパもそうですけれども、リサイクルという言葉に非常に引っ張られて、リサイクルの方が焼却よりも良いのではないかというふうなトーンから、リサイクルオールマイティというように感じているところが、いろいろな課題を提起しています。

課題というのは、エネルギーの活用とかコストの増加とか。先ほど建築の時に議論がありましたように、ライフサイクルで評価をして、エネルギー回収をするサーマルリサイクルと物質回収をするマテリアルリサイクルとどちらが良いかというのを、評価をして、良い方を選ぶということが、科学技術的に定量的に評価をした上で選ぶということが望ましいと、このように思っておりますが、10月8日からパブリックコメントをされておりますので、その辺の意見によっては、何でもかんでもリサイクルというようになると、現在の焼却発電というのが、CO₂は出すし、リサイクルではないというように思われて、今の処理を大幅に変更するというようなことをさせられるというような危惧がございます。それが現状の問題点です。

大聖委員： 自動車の乗用車の分野で、水素自動車と燃料電池自動車というのが入ってまして、これは今の2030年度の燃費基準では対象車ではないんですね。それをどういうふうにするのかというのが、けっこう難しいなと思っております。と言いますのは、電気自動車は2030年度の燃費基準では、発電の時のCO₂を考慮した基準になっていて、それは第5次エネルギー基本計画の0.37kg/kWhというのをを使って、そうしているわけですね。そうすると当然水素に対しても、水素の製造時のCO₂を考慮しなければいけないのではないかと、ブラウン水素なのか、グリーンなのかブルーなのかという議論になってしまいますので、どういった位置付けにしたらいいかということを検討する必要があると思っております。それが一番重要なポイントではないかなと思います。

もうひとつは、あくまでも0.37というのは2030年度の目標でしたけれども、温暖化対策の強化ということで0.25くらいになるとすると、電気自動車に対しての燃費基準の修正が必要になってくるわけですね。ただし、2030年の手前で売られる車を今考えているわけですから、そうすると0.37より高い値を使わなければいけないかという、そういう議論も当然出てくると思います。マージナル電源の議論も、我々学会の中で燻っているのですけれども、そういう状況があるということをご配慮いただきたいと思っております。

梅田座長： ありがとうございます。なかなか難しい問題ですね。事務局から補足の説明をいただけるとありがたいと思います。どういうふうになりそうなのでしょう。

事務局： 水素につきましては、先生がおっしゃるように、ブルーなのかグリーンなのかという議論も確かにあるかと思っておりますけれども、燃費基準というところで考えますと、トップランナー基準の数値、この場合燃費基準値を設定しているのは、今回はハイブリッドだけということで想定しております。2030年のトップランナー基準には、プラグインと電気自動車が入っているのですが、そこについては、まず2030年に向けて、46%ないし

50%という削減目標に向けて、国としても電動車をとにかく代替可能なものは全部入れ替えましょうという考えで、まずは進めています。そのため、交換することを最優先というかたち、代替可能なものはすべて電動車等に替えようというのを最優先にしております。もちろん0.25に対応した電気が出てくると思うのですが、まずは自動車の入れ替え、代替というところで、電気自動車なり燃料電池なり、あるいはプラグイン等々に替えていくということを優先的に考えるということで、現段階では0.25への対応ということは想定していないところでございます。

大聖委員： それはわかるのですが、燃料電池と水素については、まだ測定法が確立されていないので、2030年手前ではたぶん数字としては公式のものは出てこないんですね。だからそれをどういうふうに扱うかですね。メーカーが表示した値をそのまま採用するのということもありますし、水素自動車というのが出てきているのですが、これを明記すると、どういうものかという議論が起こってしまうのではないかということが危惧されますけれども。いずれにしても、自動車メーカーとして、どういう数字をどういうタイミングで出せるかということ、各社違うと思いますけれども、一度ヒアリングされたらいいかなと思います。いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。そのあたりにつきましては、自動車工業会ともご相談させていただきまして、検討させていただきたいと思います。

大聖委員： よろしくお願ひいたします。

梅田座長： 特定調達品目検討会の方では、そのような深い議論は出ていなかったと思うのですが、例えば23ページの式は水素自動車には当てはめないで計算するということですか。

事務局： 23ページの式というのは、あくまで内燃機関付のものという整理になっております。いわゆるハイブリッド自動車について、CO₂を出すものについてということで計算式を当てはめることにしております。電気、燃料電池、プラグイン、また水素については、それであればよいという整理になります。

梅田座長： プラグインも、プラグインであればよいとなるのですか。

事務局： はい。そういう整理になっております。

大聖委員： プラグインも燃費基準が設定されておまして、バッテリーの搭載量によって燃費が変わるユーティリティファクターというのを使うのですが、そういうことがあるので、それも入れてもかまわないというふうに思っているのですが。

事務局： 先生がおっしゃるとおりで、計算上はできると思います。ただ基準自体が、今グリーン購入法の方で設定しているのがkm/Lの燃費基準値ですので、そこを換算してという

方法にするかどうかというところがありますので、そこは検討させていただければと思います。

梅田座長： 10km だけ走れるなんちゃってプラグインが出てきそうな感じがしないでもないです。

大聖委員： おっしゃるとおりです。

梅田座長： ありがとうございます。非常に重要なコメントをいただきました。それでは、資料 2 の自動車と産業廃棄物の部分について、ご質問やご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

環境省リサイクル推進室： 補足説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。コストと LCA の観点ということで、コストの面では、やはりまだリサイクルが高い場面がございますので、プラ法の中でも、リサイクルのコストを低くできるように、環境配慮設計指針とかたちで分類がしやすいようにという取組だったり、リサイクルの方での認定計画という制度で規制緩和、やりやすいようにしたりということをしっかり頑張っていきたいと思っております。

LCA という観点で、製品全体で考えるということはおっしゃるとおりかと思ひます。これはいろいろ個別の事例があるので一概には言えないのですが、マテリアルリサイクルよりケミカルリサイクルの方が高い例がある中で、熱回収においてもいろいろな熱回収の手法がありますので、パブリックコメントの中では可能な限り効率のよい熱回収をしていただくというようなかたちで、その観点を踏まえて検討しているところですので、また固まりましたら、環境経済課ともご相談させていただきながら、ご相談できればと思ひます。

田中委員： プラスチックの資源化ということで危惧しているのは、資源化するためにプラスチックだけを分別回収しなければいけないと。今までは、他の生ごみと一緒に回収していたものが、プラスチックとそれ以外を分けて回収するので、収集・運搬の距離とか、コストだとかが上がってくるし、プラスチックが少なくなった残りの廃棄物のカロリーが低くなるので燃えにくくなるというデメリットがあります。収集・運搬のところから大量の燃料を使うので、そこから出てくる温室効果ガスの排出量も、場合によってはむしろ増えるということもあるため、ライフサイクルのところは収集・運搬も含めて、トータルで評価しないといけないということを危惧したもので、先ほどの発言をしました。

25 ページのところ、脱炭素ということでは、廃棄物分野は現在 4,000 万 t の CO₂ を排出しています。それを減らすための中長期のシナリオが出ていますが、その中に収集・運搬の車も電動車を導入するというのがあります。その時には、25 ページの下の方の貨物車のどこかに入るのだと思ひますけれども、色々な車両が使われておりますので、電動車が入ってくるとその分野でも使われるんだなと思ひていましたので、どれが収集・運搬車になるのかというのがわかれば、説明いただければと思ひます。

環境省： 詳細の確認はできておりませんが、おそらく分類といたしましては小型貨物車、あるいは重量車の中のトラック等、こちらが廃棄物の運搬に使われるのだろうと考えているところがございます。

大聖委員： なかなかこの分野のバッテリーEV化というのは困難を極めていまして、コストの問題とかバッテリーの重量の問題がありまして、2030年手前で一般化するという事は、我々はあまり予想していないところです。

梅田座長： その他、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。それでは、次の議論に移りたいと思います。資料3の基本方針の改定案について、事務局よりご説明をお願いします。

環境省： 資料3について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。資料3の本年度の基本方針の改定案は、IPCCの第6次報告書をはじめとして各種の計画等の改定に伴うものであって、直接環境配慮契約法に関する改定ではないというご説明でした。ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

田中委員： 資料3の7ページに、「(2)」として「産業廃棄物の処理に係る契約」と入っているのが、いささか違和感があって、4章の「建築物に関する契約」の一部のようになっているのですが、何かの間違いではないのでしょうか。

事務局： 建付けとしては、法律上わかりにくいかたちになっているのですが、6ページの「4.」ということで、「建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項」ということになりますので、この中で「(1)」として「建築物に関する契約」、「①建築物の設計に係る契約」「②建築物の維持管理に係る契約」と挙げてございます。電気、自動車、船舶、ESCO事業が「2.」「3.」になっておりまして、それ以外のところを「4.」にまとめたということで、「(2) 産業廃棄物」ということになっているところです。この整理もわかりにくいところがあるのですが、法律の建付けがこうなっておりますので、申し訳ございませんが、こういうところに置かせていただいているということでございます。

梅田座長： この検討会で検討している電気、建築、自動車、産業廃棄物とはだいぶ違う構成になっているのが原因ではないかと思いますが、これを全部作り直すのはとても大変なことなのでしょうね。

田中委員： 他にもいくつかあるのならいいのですが、建築以外に廃棄物しかないのに、「4.」のタイトルが「建築物」とあるので。

事務局： 法律上こういう言い回しになっておりまして、建築物とそれ以外というかたちになっております。

田中委員： それ以外が産業廃棄物しかない。

事務局： 今のところはそうです。今後増えると、こちらに入るという整理になるか、あるいはケースバイケースですけれども、「2.」のところで「使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約」ということで、使用段階でCO₂なり温室効果ガスを排出する場合は「(2)」の下にぶら下がるかたちになります。今ここに自動車と船舶が入っているという整理になります。

田中委員： わかりました。

梅田委員： 他はいかがでしょうか。

大聖委員： 毎回申し上げているのですが、この環境配慮契約を地方公共団体に拡大していくということを、もう少し踏み込んで書いていただけないかなというふうに思うんですね。国だけのCO₂の削減量というのは限界がありますので、それを地方にも広げていただくような戦略もぜひ取っていただきたいなと思います。これは私の期待でございます。

梅田座長： 地方公共団体もカーボンニュートラルに向かって、いろいろ動きが早くなっているところもありますけれども、事務局としていかがでしょうか。

環境省： おっしゃるとおり、我々も地方公共団体への拡大というのは今後急務だとは考えているところでございます。また、この基本方針の中でそれをどういうふうに位置付けるかというのは、現状なかなか難しいと考えているところでございます。ただ、環境配慮契約法に関する地方公共団体の推進というところは、基本方針の中で改めて書かないにしろ、推進については今後進めていきたいと考えており、今後、普及方法といったものは別途検討させていただきたいと考えているところでございます。これは環境配慮契約法だけでなくグリーン購入法に関しても同じ課題でございまして、地方公共団体への普及の仕方といったものは、今後重要な検討事項のひとつとして考えているところでございます。

梅田座長： 端の方にそっと書くということも大変なんですね。

環境省： 基本方針の中での位置付けというのが今のところ難しいですが、7ページ以降の「(5)情報の整理等」のところで、地方公共団体に限らず国民に広く、ですけれども、「環境配慮契約の促進に資するよう」「状況等について整理及び分析を行い」情報の発信を行う、そういったことは書かせていただいているところでございます。こういったことも

踏まえて、今後より具体的な取組というのはしていく必要があるかなと考えているところでございます。現状も、地方公共団体の方から環境配慮契約について取組を行いたいという問い合わせ等も来ているところでございます。別の業務でそういった支援業務を行っているところもございます。そういったところで、環境配慮契約法の推進、取組を進めていければと考えているところでございます。

梅田座長： むしろ地方公共団体の方が身軽ということもあり、先行して動いているところもあるように思われますけれども、大聖委員、「(5)」に書いてあるということなのですから、いかがでしょうか。

大聖委員： それでけっこうだと思いますけれども、もうひとつ踏み込んだ姿勢を示していただけると、なおさら良いのではないかなと思いました。よろしくお願いします。

梅田座長： もう少し強調したかたちで、いつかのタイミングで書かなければいけないことだし、書かないと先進的な地方公共団体に置いて行かれるので、何か対応した方がいいと思います。

環境省： 承知いたしました。今後の検討とさせていただきます。ありがとうございます。

梅田座長： 他はいかがでしょうか。それでは、ご意見はいただきましたが、文章自体は本日の議論の中では修正すべきところまではいっていないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。それでは、この文章でこのまま進めさせていただきます。最後に事務局から、今後のスケジュールについて、ご説明よろしくお願いたします。

環境省： 資料5について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。時間も参りましたので、本日の議論はこれで終わらせていただきたいと思います。次回は12月14日午前に第3回の検討会を開催したいと思います。議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省： 梅田座長、ありがとうございます。また、委員のみなさまにおかれましては、熱心にご議論いただきまして。誠にありがとうございます。それでは以上を持ちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以上